中国における警告書の送付と不正競争防止法の関係について

～CR－V 意匠権侵害警告事件～
最高人民法院（2014）民終三字第 7 号　2015 年 12 月 8 日判決
～Mindray 特許権侵害警告事件～
最高人民法院（2015）民申字第 191 号　2015 年 5 月 19 日裁定

中国弁理士・弁護士　**毛　立群**

要　約

日本では，自社知的財産権を侵害する相手の取引先等に警告書を送付したものの，後に侵害に当たらないまたは警告書の根拠となる権利は無効となった場合，その警告書の送付行為が不正競争行為とされ，相手から損害賠償を請求される可能性があることは広く認識されるが，中国では，取引先等への警告書の送付と不正競争防止法の関係について，これまでに明確な法律規定がなく，判例蓄積も大変少なくて実務上の判断指針は確立されていない。CR－V 意匠権侵害警告事件と Mindray 特許権侵害警告事件では，いずれも競業相手の取引先へ警告書を送付する行為だが，前者は不正競争行為，後者は正当な権利行使と判断され，警告書を送付する際の注意義務は初めて明確に判示された。本稿では，日中間の相違を踏まえてこれらの事件を検討し，中国において権利行使する際に，不正競争行為にならないための警告書の送り方について考察する。

目次

1．はじめに
2．CR—V 意匠権侵害警告事件
（1）　事実関係及び争点
（2）　当事者の主張
（3）　原審法院の判断
（4）　最高人民法院の判断
3．Mindray 社特許権侵害警告による不正競争事件
（1）　事実関係及び争点
（2）　当事者の主張
（3）　原審法院の判断
（4）　最高人民法院の判断
4．考察
（1）　警告と不正競争防止法との関係
（2）　正当な権利行使と言えるために
（3）　権利安定性や事前調査についての注意義務
5．今後の実務に与える影響
6．おわりに

1．はじめに

被疑侵害先は競業他社であり，サプライヤーチェーンの関係でその取引先も警告の検討対象となることが実務上よくある。

日本では，競業他社の取引先（納入先や販売先など）に対する知的財産権侵害の警告書を送付したものの，後に侵害に当たらないまたは警告書の根拠となる権利が無効となった場合，溯及効の関係でその警告書の送付行為が，虚偽の事実を告知することに該当し不正競争防止法が適用されると認められる場合と，その違法性が阻却され，正当な権利行使の一環として認められる場合とに分かれる。正当な権利行使の一環と言えるか否かの判断基準も，多数の判例蓄積で比較的明確になっている[(1)]。

それに対して，中国では，専利法（日本の特許法，実用新案法，意匠法に相当）が 1985 年に，不正競争防止法が 1993 年にそれぞれ施行されたが，後に無効審判で権利無効になることのある特許，実用新案，意匠権を巡り，相手や取引先等への警告書の送付と不正競争防止法の関係について，これまでに明確な法律規定はなく，判例蓄積も少ないため，明確な実務指針はまた確立されていない[(2)]。

そこで，中国最高人民法院まで争った CR－V 意匠権侵害警告事件と，mindray 特許権侵害警告事件は，2015 年に相次いで判決された。いずれも競業相手の取引先への警告書送付の正当性を巡る事件だが，前者は不正競争行為，後者は不正競争行為ではないと判断された。最高人民法院は，これらの判決において，相

手とその取引先へ警告書を送付する際の注意義務について，法律の適用基準と裁判所の見解を判示したので，本稿では，これらの事件を紹介し，警告書の送付と不正競争防止法との関係を検討し，中国において権利行使する際の警告書の送り方について考察する。

2．CR—V 意匠権侵害警告事件

CR － V 意匠権事件は，意匠権者であるＨ社からの権利侵害警告を受けて，中国現地自動車メーカーの“双環自動車”が 2003 年 10 月 16 日にＨ社の意匠権に基づく権利侵害の不存在確認訴訟を提起したのを皮切りに，当事者のＨ社と“双環自動車”との間で，侵害訴訟，無効審判，無効審決取り消し訴訟，不存在確認訴訟，損害賠償訴訟の一連の関連係争を 12 年間にわたり，熾烈な争いが繰り広げられ，中国において社会的にも注目された事件である。

その中，意匠権の無効判断，意匠権と被疑侵害製品の類比判断などそれぞれ別の判決で決着され，興味深いものは多いが，紙面上の関係で，本稿は，警告書の送付と不正競争防止法の関係にフォーカスして解説を行うことにする。

（1） 事実関係及び争点

CR － V 事件に係る意匠権及び被疑製品は図 1 と図 2 の通りである。なお，本稿は意匠類否論を展開しないため，それぞれの側面図のみを載せている。

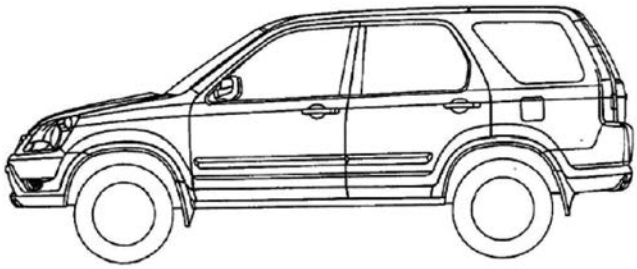

図 1. 意匠権 CN01319523.9 号の側面図

図 2. 被疑製品の LAIBAOS-RV 自動車

前述の通り，CR － V 事件は 10 年以上に亘り，警告から始まって，地域や審級管轄を含む手続き面における係争と，権利侵害訴訟，審決取消訴訟，不存在確認訴訟を含む実体面における係争は数多く展開された。本稿で取り上げるものは，これら一連の事件のうち，競業相手及びその取引先への警告書を送付する行為が不正競争行為に該当するか否かを争う事件で，その概要は下記の通りである。

・事件番号：最高人民法院（2014）民三終字第 7 号
・控訴人（原審原告）：石家庄双環自動車
・控訴人（原審被告）：Ｈ社

原審原告である双環自動車は，原審被告であるＨ社から，2003 年 9 月 18 日～29 日の間に複数回にわたり，意匠権侵害の警告書を受け取ったことをきっかけに，2003 年 10 月 16 日付けで，地元にある石家庄市中級人民法院に権利侵害の不存在確認訴訟を提起した。その後，地域や審級管轄の争いを経て，2014 年 2 月 19 日に，河北省高級人民法院が意匠権侵害の不存在を確認した上，Ｈ社による警告書の送付，報道対応などは合理的範囲を超え，かつ悪意的なものであり，双環自動車の経営活動と名誉に損害をもたらしたと認めて，Ｈ社に 5,000 万元（約 80 億円）の損害賠償を命じた[(3)]。

その後，双環自動車とＨ社の双方はこの一審判決を不服して，共に最高人民法院に控訴したところ，最高人民法院は，本事件における警告書の送付は，Ｈ社による不正競争行為と認定したが，報道機関への対応などは名誉毀損や営業上の信用毀損に該当しないとして，損害賠償額を 1,600 万元（約 26 億円）に減額した判決を下した[(4)]。

なお，本事件に関係する警告書の送付及び当事者間の交渉事実は以下の通りである。

① 第一段階におけるディーラーへの警告書送付事実及びその内容

2003 年 9 月 22 及び 24 日に，双環自動車のディーラー 2 社に届いた警告書の内容は，“Ｈ社は，貴社が双環自動車製造の LAIBOS － RV を展示・販売している事実を確認した。Ｈ社は LAIBOS － RV 自動車が自社所有の意匠権，登録番号 01319523.9 を侵害したと認定している。貴社は当該車種を販売すれば意匠権侵害行為になる。XX 年 XX 月 XX 日に書面を以て貴社による当該車種の販売を直ちに停止するよう要請し，かつ XX 年 XX 月 XX 日までに書面回答するよう求めたにも関わらず，本日現在，貴社による回答は届

いていないため，貴社が本事件の解決に誠意はないと考えざるをえない。そのため，H社は貴社と双環自動車に法的手段を取る権利を留保する”であった。

② 第二段階におけるディーラーへの警告書追加送付事実及びその内容

H社が，意匠権侵害されたとして双環自動車を相手に取り訴訟を提起した後，2004年1月9日に，全国範囲の双環自動車のディーラー12社宛てに，“H社は，LAIBOS－RV自動車が自社所有の意匠権，登録番号01319523.9を侵害したと認識している。貴社の当該車種を販売する行為は，本件意匠権の侵害する行為になる。そのため，H社は貴社に法的手段を取る権利を留保する。”との警告書を追加発送した。

また，当事者間交渉としては，H社から最初の警告書を受け取った後，双環自動車は，“当該車種は設計段階であり，製造販売開始していないとした上，デザインがフィックスしたらH社に連絡して見解を確認する”との旨をH社に連絡した。その後，設計変更のデザインをH社に通告したが，依然として意匠権侵害との連絡をH社から受け取ったとの事実はある。

ちなみに，判決文に確認された両社間の交渉事実は，上記のもののみである。

本件において，時効の適用も争点の一つとされたが，紙面上の関係でそれを割愛する。

原審と控訴審のいずれにおいても，“意匠権非侵害となった場合，H社による警告書送付行為の正当性”は争点となっていた。そして，原審と控訴審のいずれもそれは不法なものと認定したが，原審は民法の原則規定を適用し，控訴審はそれを是正して，特別法である不正競争防止法を適用した[5]。

（2） 当事者の主張

（2－1）原審における主張

双環自動車は，原審において，下記の点を理由に挙げて，自社の正当な営業活動は妨害され，名誉毀損されたとして，損害賠償を求めた。

① 後に無効になった意匠権による警告書の送付は，自社製品の発売を延期させ，損害を被った

② H社による警告書の送付，報道機関への告知などは自社の正常な経営活動を妨害し，名誉毀損をもたらしたため，3年間で製造販売終了してしまい，販売の機会を逸失し，多額な損失を被った

これに対して，原審被告であるH社は，意匠権者は被疑侵害者に警告書を送付するのは，法に則って権利行使するための正当な行為であると真っ向から反論した。

（2－2）控訴審における主張

原審判決を受けて，双環自動車が，原審判決の損害賠償額の算定が実際の損失額から大きくかけ離れたとして，最高人民法院に控訴した。

それに対して，H社が，“権利保護を図るために，民法及び専利法に則って，警告書の送付と報道機関のインタビュー対応は，双環自動車の名誉と営業上の信用を毀損しておらず，不正競争行為でもないため，何ら損失をもたらしていない”と答弁した上，下記の点を主張して，原審判決の事実認定と法律適用に誤りがあるとして，最高人民法院に控訴した。

① “原審判決の認定した悪意の下で双環自動車への名誉毀損と正当な経営活動の妨害は，事実根拠と法的根拠の欠けたもので，警告書の送付は，法に則って正当な権利行使であって，合理的な範囲も超えておらす，悪意もなく相手への損害ももたらしていない”

② “異なるディーラーが実施した侵害行為は，それぞれ独立したもので，それぞれのディーラーに警告書を送付するのは正当な権利行使である”

そして，H社の上記控訴に対して，双環自動車は，“H社による一連の行為は，明らかな悪意があり，不正競争行為に該当し損害をもたらした。また，H社の警告書発送による権利行使は，法的根拠はない”と答弁した。

（3） 原審法院の判断

原審法院である河北省高級人民法院は，同日判決の別件判決で，警告書に係る被疑侵害製品は当該意匠権の侵害に当たらないとの判決を下した。そして，本件判決でH社の警告書送付及び報道機関への対応などは双環自動車に損害をもたらしたと認定し，賠償するようと命じた[6]。

警告書の送付については，原審法院は，“H社は2003年9月18日～2003年10月15日の間，8回にわたり双環自動車に警告書を送付した上，特に2003年11月24日に双環自動車の被疑侵害について北京市高級人民法院に提訴したにも関わらず，その後も，双環自動車の全国各地のディーラーに警告書を送付した行

為は，明らかに専利法とその他法律規定の合理範囲を超えた”と指摘し，違法性を認めた。

しかし，ここで具体的な条文根拠を明示しないまま，H社による警告書の送付は不法行為と断定し，また，証拠や説示がないのにH社の報道機関への対応は悪意のあるものと認定したのは，正当性の欠けるものと思われる。

そして，損害賠償額については，原審では，自動車の販売を左右する要素は他にもあると認めながらも，H社による警告書送付や報道機関の対応は双環自動車の販売数減少と一定の因果関係はあるとして，酌量で損害賠償額を5,000万元と判決した。

なお，この原審の段階では，当事者双方や裁判所のいずれも，双環自動車及び取引先であるディーラーへの警告書送付が不正競争防止法との関係について全く議論しておらず，判決文は損害賠償の法的根拠を【民法通則】第106条2項とした[7]。

（4） 最高人民法院の判断

（4－1）製造元に警告書送付の正当性

最高人民法院は，まずは警告書の送付時期を，侵害訴訟提訴前に双環自動車とディーラー2社に送る第一段階と，侵害訴訟提訴後にディーラー12社に追加で送る第二段階にそれぞれ分けて事実関係を整理した上，双環自動車に警告書を送るのは，権利者による正当な権利行使の一環であり，法律にも禁止されていないため，双環自動車による“侵害訴訟の判決前に警告書を送付できる法的根拠がない”との主張を退いた。

その上，H社が第一段階における双環自動車への警告書送付及びその後の両社間交渉事実からみて，“警告書の内容は双環自動車にとって明確なもので，双環自動車の生産中止，発売遅延及びデザイン改変による損失は，双環自動車が侵害警告に対するビジネスリスクについての自社判断であり，自ら負うべきである”と判示し，H社が侵害訴訟提訴前に送付した警告書は，正当な権利行使の措置と認定した上，警告書を受け取った被疑侵害者の対応は自らの判断であり，それに伴う損失はリスク回避するためのもので損害賠償を求めるべきではないとの判断を示し，双環自動車の生産中止，発売遅延及びデザイン改変による損失の請求を退いた。

また，最高人民法院は判決文において，警告書を送付する際の注意義務として，“権益を主張するための行動を取る際に，公平な競争秩序の維持を留意して，侵害警告の濫用及び競争相手の利益を害することを避けるべきである”と指摘した上，“警告書内容の充実度，侵害判明の明確度を中心に，権利者は警告書を発送する際に，判明した具体的な侵害事実に基づき，警告を受ける行為が権利侵害に該当するか否かについて注意義務を果たし，侵害の具体的な事実を十分考慮，検討した上で行わなければならない。侵害警告の内容は漠然或いは概略なものとならず，権利者の身分，権利の有効性，権利の保護範囲及び，警告が受けた行為が侵害に該当すると判断するために必要な情報などを告知しなければならない”とも説示して，送り先に関係せず一定程度の注意義務は必要と判示した。

（4－2）取引先に警告書送付の正当性

そして，競業相手の取引先への警告書送付については，最高人民法院は，警告書の発送先によっては，注意義務の程度が異なると指摘した上，“警告対象となりうる製造元の取引である販売者，輸入者或いは製品の使用者は，権利者が取引をしたいクライアント先でもある。これらの関係者は通常，侵害するか否かの判断能力は比較的低くて，被疑侵害についての具体的な情報は少ない。また，これらの関係者は製造元と異なり，リスク回避の意識が高くて侵害警告を受け入れ易いため，係る製品の販売中止，返品に動き警告された行為を中止するために製造元との取引を拒む可能性がある。そのため，これらの関係者を警告する行為は，製造元の販売中止そして係る製品の競争秩序乱れを招き易い”と説示し，販売先に警告書を送付する際に，警告された行為が侵害に該当するか否かを特定するための情報開示義務は，製造元へ警告する場合より高いとの見解を示した。

そして，このような基準の下で，本件におけるH社による警告書の内容について，最高人民法院は，“警告書は係る意匠権の名称，被疑侵害製品の名称及び警告先の被疑侵害行為の状況のみを記載し，意匠権類似と主張する具体的な理由或いは対比検討を開示しておらず，H社と双環自動車の両方が裁判所に司法による救済を求めたことなど，販売先が客観的・合理的に警告を受けた行為を中止すべきかの判断に利用できる事実も告知していない”と警告書の内容が不明確であると指摘した。

さらに，最高人民法院は，“H社が侵害事実に関す

る更なる証拠がないにも関わらず，製造元へ警告する場合と同様な注意義務を以て，第二段階に内容の不明確な警告書を広範囲に発送することは，合理的な注意義務を尽くしたとは言えず，不正競争防止法第2条の規定を違反したものである”と判断し，H社による第一段階での製造元への警告書発送の合法性を認めたが，第二段階での取引先への警告書送付は，不正競争行為に該当すると認定した[8]。

そして，警告は権利行使の一面と競争相手を貶めて取引先及び取引機会を獲得する一面もあると指摘した上，“自らの市場競争における優位性確保または競争相手の優位性を損なうために，権利者は正当でない方法で侵害警告を濫用し，競争相手の合法的権益に損害を与えた場合，相応な責任を負わなければならない”として，“H社は競争目的で，第二段階に警告書の発送対象と範囲を拡大し，権利行使する際の注意義務を怠り，警告書において警告を受けた者に警告された行為を中止すべきかの判断に関する重要な事項を告知していないため，双環自動車に損失を与え，過失は認められる”と指摘し，不正競争防止法第20条に基づき，双環自動車に損害賠償をしなければならないと判断した[9]。

損害賠償額については，双環自動車自身への損害を認めずに，酌量で原審より約1/3まで大幅に減額し，1,600万元と判決した。

（4－3）不正競争防止法の適用について

最高人民法院は，原審の法律適用に誤りがあるとして，不正競争行為と認定した事実について，民法ではなくて不正競争防止法を適用して二審判決を下したが，判決の根拠とされる条文は総則の不正競争防止法第2条と罰則規定の第20条で，具体的な不正競争行為として掲げられる不正競争防止法の条文を適用しなかった[10]。

中国不正競争防止法第14条の適用要件は，“過失”含まれず“故意”のみとする説[11]，“故意”または“過失”とする説[12]，そして条文では“故意”は読み取れるが，過剰に“故意”と捉える必要がないとする説[13]など諸説があり，実は定説がない。そして，本件における最高人民法院が不正競争防止法第14条の適用を避けたのは，この“故意・過失”に係る法的適用要件，そして，本件におけるの“故意・過失”有無の判断を避けたい思惑があったのではないかと考えられる。

3．Mindray社特許権侵害警告による不正競争事件

（1） 事実関係及び争点

本事件は，本社を深せん市に置く中国大手医療機器メーカーであるMindray社が，同業他社の理邦社を相手に取り，特許権侵害訴訟を提起した際に，理邦社の複数の代理店にも警告書を送付したため，その警告書の送付は不正競争行為に該当するか否かを争点とされた事件である[14]。

主な事実関係は以下の通りである。

- 2011年4月8日，22日，Mindray社が23件の特許権が侵害されたとして，深せん市中級人民法院に提訴
- 2011年6月23日，6月27日，Mindray社が理邦社代理店の5社に警告書を発送
- 2012年5月18日，深せん市中級人民法院が上記提訴案件のうちの1件について，侵害と認定した一審判決を下す
- 2014年6月23日，広東省高級人民法院が上記一審判決を維持し，確定判決
- 上記23件提訴のうち，Mindray社が2012年6月に1件，2014年6月に11件を取り下げ
- Mindray社による警告書の送付は不正競争行為に該当しないと認定した広東省高級人民法院の二審判決を不服して，理邦社が再審請求
- 2015年5月9日，再審事由は成立しないとして，最高人民法院は請求棄却

なお，2011年6月23日及び6月27日にMindray社から相手の代理店に送付された警告書の主な内容は，下記の通りである。

① 特許権番号を列挙した上，Mindray社は血圧計，エコー，呼吸監視装置に係る複数の特許権を所有し，理邦社製造販売の複数の製品は，これら特許権に抵触し特許侵害行為は構成されると思われる。

② Mindray社は，侵害行為の差し止めと損害賠償を求めて，既に特許権侵害訴訟を深せん市中級人民法院に提起しており，裁判所にも受理された。

③ Mindray社の許諾なしに，これら製品の販売及び販売の申し出行為は，Mindray社の特許権を侵害する行為となるため，法的責任がある。

警告を受けた者は，これら製品の販売及び販売の申し出行為を直ちに停止するように求める。そうでなけ

れば，Mindray 社が法的手段を取る用意がある。

（2） 当事者の主張

（2－1）再審請求人の主張

再審請求人である理邦社は，以下の点を主張して，Mindray 社の提訴及び警告書送付は，不正競争行為に該当するとして，原審の確定判決を取り消すよう求めた。

・Mindray 社が後に 11 件の訴訟を取り下げたことからみて，競争相手を誹謗する目的で悪意のある訴訟と言える。
・Mindray 社の警告書は事実と法的根拠欠如のまま，内容は漠然としているため，商業上における信用の毀損を齎す故意がある。
・確定判決の前に，Mindray 社による“権利侵害”の主張は，虚偽の事実を捏造することであり，代理店への警告行為はそれを流布することになり，不正競争防止法違反である。

（2－2）再審被請求人の主張

再審請求人の上記主張に対して，被請求人の Mindray 社は，下記のように答弁した上，再審請求を棄却するよう求めた。

・Mindray 社による提訴及び警告書の発送は，あくまでも正当な権利行使であり，悪意のある訴訟ではない。
・警告書では，虚偽の事実を捏造・流布することはないため，信用上の毀損にならない。
・一部訴訟を取り下げたことは，警告書に挙げた侵害事実を否定することではない。

（3） 原審法院の判断

原審の一審法院である深せん市中級人民法院は，不正競争防止法第 14 条の適用は，虚偽の事実を捏造・流布し，相手の商業上における信用を毀損したか否かが要件と確認した上，本件における Mindray 社による代理店への警告書送付は，提訴後に行われ，内容も代理店の被疑侵害行為を指摘したもので，虚偽の事実は見られないと認定した。また，警告書は代理店のみに送付し一般公開していないため，理邦社の商業上における信用を毀損する故意は認められないとして，理邦社が主張した不正競争行為に該当する請求を棄却した。

また，二審法院である広東省高級人民法院は，一審の上記判断を認め，下記の点を付け加えて理邦社による控訴を退いた[15]。

・警告書に記載された内容は客観的な事実であり，虚偽の内容はなく，警告書の表現も失当なところはない。
・警告書の送付対象が理邦社の代理店に限定され，これら被疑侵害品の販売先に警告を告知することは，正当な権利行使である。

（4） 最高人民法院の判断

原審の一審，二審法院では，警告書を送付する際の注意義務等に付いて一切触れず，取引先への警告書送付は，あくまでも正当な権利行使と認め，不正競争行為に該当しないと認定した事に対して，最高人民法院は，このような認定は，十分な説示はなく簡略しすぎるものと指摘したが，結論に失当なところは見いださないことを理由に，原審判決は維持すべきとして，再審請求を棄却した。

最高人民法院は棄却裁定で，まず，警告書の性格について，“警告書による告知は，権利行使する行為として権利の主張と保護に利用される一面もあり，市場競争行為としてビジネス競争または不正競争手段として利用される一面もある。正当な権利行使と不正競争行為の区別は，権利保護と公平な競争秩序維持の比較衡量に関するもの”と説示し，警告書の送付自体はまず不正競争手段の一つになり得ると指摘した。

その上，警告書の送付行為は不正競争行為に該当するか否かの判断基準について，“警告書発送の具体的な情状と法律規定に照らして，警告は正当な権利行使かそれとも不正競争行為かを判断すべき。（中略）通常は権利の状態，警告内容と送付の目的，対象，方法，範囲など諸般の要素から総合して判断する”，より具体的には，“警告内容は被疑侵害に関する情報を十分開示したか，その内容の信憑性について必要な注意義務を果たせたか，発送範囲を不当に拡大したか，不適切な方法で送付したか”も判決文で列挙し，提訴の有無や確定判決の結論は判断基準ではないと判示した。

そして，本件について，“Mindray 社による警告書の送付は，有効な特許権に基づき，かつ発送対象は被疑侵害品取扱う特定の代理店であることから，専利法 11 条によれば，業としての販売，販売の申し出行為が権利侵害に該当し代理店も被疑侵害者になるため，代

理店への警告書送付は，正当な権利行使で不当に他人の利益を害するまでと言えない”として，権利行使を目的に相手の取引先への警告書送付は，特段に問題ないと指摘した。

その上，取引先へ警告書を送付する際の注意義務について，最高人民法院は判決文において，“競争相手の取引先は特許権侵害有無の判断能力が比較的低い，リスク回避意識が比較的高い，侵害警告の影響を受け易いことを考慮して，競争相手の取引先に警告書を送付する際の注意義務はより高度なものは必要である”と指摘したが，本件における取引先への警告は，製造元への訴訟を提起後に行われており，上記の注意義務も果たせたとして，問題ないと認定した。

さらに，本件における一部の特許が後に無効され，提訴は取り下げたことは虚偽の事実の捏造・流布に該当するかについて，最高人民法院は係る諸事情を総合分析する必要があると指摘し，“特許権自身の安定性は相対的であることを考慮して，後に無効されることは権利者にとっても必然に想定できると言えないため，後に無効されたことを根拠に，権利存続時の権利行使の正当性を否定することができない，これだけを以て虚偽の事実の捏造・流布と認定できない”として，後に無効されたとしても，直ちに虚偽の事実の捏造・流布を構成することがないとの見解を示した。

そして，本件に照らして，最高人民法院は警告書に挙げた12ヶ被疑侵害品のうち，11ヶが侵害判決受けたことを指摘し，Mindray社による警告書の送付は比較的高等な注意義務を果たしたと言えるため，後に無効された特許権と一部訴訟取り下げたことを理由に，虚偽の事実の捏造・流布と認定するのは適当ではないと判示した。

なお，警告前の調査義務については，最高人民法院は，特許権の不安定性と侵害判定の高度な専門性から，権利者は権利侵害事実について相当の確実性を持たなければならないと指摘しながらも，その確実性についての過度な要求は，権利者にとって酷なことであり，警告制度活用の妨げともなるため，すべきものではないとも説示し，警告前に周到な無効事由調査や有効性の検討は，権利者に課すべきでないとの見解を示した。

４．考察

（１） 警告と不正競争防止法との関係

日本では，自社の知的財産権を侵害する相手の取引先等に警告書を送付したものの，後に侵害に当たらないまたは警告書の根拠となる権利は無効となった場合，その警告書の送付行為が“虚偽の事実”の告知となり，不正競争防止法第２条第１項第15号の条文上の要件を満たし，まずは外形状に不正競争行為に該当するとして違法性が判断され，その次は違法性の阻却事由の有無について判断され，違法性の阻却事由は認められるか否かによって，正当な権利行使か不正競争防止法違反かに分かれる[16]。

そして，中国では，日本法第２条第１項第15号条文上の文言とほぼ同様で，【中国不正競争防止法】第14条“虚偽の事実を捏造，流布し，競争相手の商業上の信用，商品上の信用を害してはならない”はあるものの，不正競争防止法の適用における法律論の考え方並びに要件の認定は，日本と相当異なる。

中国では，CR－V意匠権警告事件の最高人民法院判決から分かるように，後に侵害に当たらなくても，不正競争防止法上の“虚偽の事実”と認定されない。警告書送付する際の注意義務を怠り不明確な警告内容であったことを理由に，不正競争防止法を適用させた。また，Mindary特許権警告事件では，係る諸事情を総合分析する必要があると指摘しながらも，無効になったことで，直ちに“虚偽の事実”の告知に該当するまでとは言えないとの見解は示された。

そして，“虚偽の事実”の有無について，警告書の内容，送付の経緯や送付行為自体について虚偽のものはないかを中心に判断している様子がこれらの判決から映し出されている。

また，“故意・過失”は不正競争防止法適用の要件かについても，日中間の相違は見られる。日本では，不正競争防止法第４条の関係で過失も損害賠償責任はあるため，権利者の“過失”の有無について検討されるが，中国は前述のように，“故意・過失”の要件性について諸説はあり共通認識されていないため，実務上の判決もそれを避けて，特に無効事由などについての“過失”の有無は判断されないことが多い。

（２） 正当な権利行使と言えるために

前述のように，日本では，競争相手の取引先への警告書送付は正当な権利行使と言えるか否かは，警告文

の形式，文面，警告に至るまでの競争相手との交渉経緯，警告書の配布時期，期間，配布先の数，範囲，取引先の業種，事業内容，競争相手との関係，取引形態，被疑製品への関与形態，訴訟対応能力，警告書受け取った後の対応などの諸般の事情を総合して判断される[17]。

また，警告する際に通常必要とされる事実調査及び法的検討の注意義務も課せられている[18]。

一方，中国では，最高人民法院がこの二つの事例で判示したように，“権利の状態，警告内容と送付の目的，対象，方法，範囲など諸般の要素から総合判断する”としながら，競争相手の取引先は侵害有無の判断能力が低いこと，被疑侵害についての具体的な情報が少ないこと，そしてリスク回避意識が比較的高くて侵害警告の影響を受け易いことを挙げて，取引先の動きが係る製品の競争秩序の乱れを招き易いことを理由に，これらの取引先を警告する場合は，製造元への警告する場合より，高度な注意義務は必要であると判示した。

そして，高度な注意義務を果したと言えるためには，警告内容が詳細かつ充実で，権利の属する範囲や被疑侵害に関する情報，係る審判や裁判の状況などを含み，取引先が自ら警告を受けた行為を中止するか否か判断できるレベルまで，明確かつ客観的なものでなければならないと最高人民法院は判決文で指摘して，警告書に開示される情報の充実度，そして明確性・客観性を重視するとの見解を示した。

一方，権利自体の安定性，侵害対比結果の確実性についての事前調査・検討義務について，最高人民法院はいずれの判決においても，事前調査・検討は権利者にとって酷なことを理由に，これらの義務を権利者に課すべきでないとの考えを示した。この点については，次節で考察を行う。

（3） 権利安定性や事前調査についての注意義務

CR－V事件では，最高人民法院は，権利侵害有無の判定は専門性を要する高等なものとして，侵害該当性の事前検討を権利者に要求するのは酷なものであると指摘し，警告前にH社が権利安定性や侵害有無について検討を行ったか否かは全く不問とした。

また，Mindray特許権事件では，最高人民法院は同様に，“警告書は権利侵害事実について相当の確実性を持たなければならない，しかし，その確実性についての過度な要求は，権利者にとって酷なこと”として，無効事由の有無や権利侵害対比についての事前検討義務は権利者に過度に求めるべきでないとの考えを示した。

それに対して，日本では，無審査で登録される実用新案に基づいて権利行使する際に，法律上高度の注意義務は課されているが，審査官が審査した上で権利付与をうけた特許について，権利は有効なものという推定は働くため，警告する前に必要な事実調査，法律的検討は必要とされるが，権利行使する際の無効事由の再調査は権利者に酷であるとする見解は一般的で，無審査の実用新案と実体審査ありの特許の扱いは異なるものであった[19]。

一方，中国では，無審査で登録を受ける実用新案や意匠でも，権利行使する際に，格別な制限を課されるものではない。CR－V事件判決で示されたように，無審査登録の意匠権が侵害されたとして，製造元やその取引先に警告書を送付する際にしても，無効事由の有無や侵害対比についての事前調査・検討義務は格別に問題視されているわけではない。

この点は，法制度上における日中間の大きな相違点であると考える。

5．今後の実務に与える影響

競争相手への警告行為は不正競争防止法との関わりについて，法律論の考え方及び不正競争防止法適用の基準，そして警告を発する権利者側の注意義務など実務的な指針は，日本が判例の蓄積は豊富なため，比較的明確になっている。それに対して，中国は明文規定がない上，関係判例が少なくて明確な実務基準が示されていないのは現状である。

そこで，中国最高人民法院は，2015年に相次いで判断されたCR－V意匠権事件とMindray特許権事件において，競争相手の取引先に警告書を送付する場合は，後に無効や非侵害になったことは“虚偽の事実”に該当するわけではなくて，その送り方次第で不正競争行為に該当する可能性があると明確に指摘した上，その取引先へ警告する際の注意義務は，製造元へ警告する際より高いものとの見解を示して，その注意義務を怠ったとされた場合，不正競争防止行為と認定される可能性があると判示した。

そして，今まで明示されていなかった“競業者の取引先へ警告書を送付する際に，不正競争行為とならな

いための考慮要素”について，これら最高人民法院の判決では，取引形態，発送時期，範囲，係る訴訟進行との関係，権利範囲の明示，被疑侵害の詳細情報，侵害認定及び侵害行為停止要否の検討に関するその他必要な情報などを列挙し，警告内容の明確性・客観性を重視すると裁判所の考え方を示した。

最高人民法院はこの二つの判決を通じて，今まで明確でなかった競業相手の取引先へ警告書送付する際のガイドラインを判示したことは，今後，権利行使を検討する際の貴重な参考指標として，大いに評価に値するものと考える。

競争相手の取引先に警告する行為は，果たして正当な権利行使なのかそれとも不正競争行為なのかは，個々の事例で判断される面が多くて，一律判断するのは決して容易なことではない。今後も引き続き，関連判決の動向を注目して行きたいと考える。そして，更なる判例蓄積・検討を積み重ねて行くことで，実務における判断指針がより明確になっていくことを期待したい。

6．おわりに

前述のように，日中両国において，競争相手の取引先に対する知的財産権侵害の警告書送付行為が，不正競争防止法との関係で，正当な権利行使の一環であると認められる場合と，不正競争行為と認められる場合とに分かれることは，見かけ上一致するが，その背後にある法律論の考え方，不正競争防止法適用の基準，そして警告を発する権利者としての注意義務など実務的指針は異なる点が多いことは分かる。

そこで，本稿は中国最高人民法院の最新判決の紹介・解説を通じて，日中間の相違点を比較しながら，中国における競業相手の取引先に警告書を送付する場合，不正競争行為に触れず正当な権利行使と言えるための実務基準について検討を試みた。本稿の検討は皆さまの中国における権利行使の場にご参考できれば幸いである。

（参考文献）

(1) 平成 13 年（ネ）第 5555 号，平成 17 年（ワ）第 22834 号，平成 17 年（ワ）10073 号，平成 17 年（ワ）3056 号，平成 22 年（ネ）第 10074 号判決など多数

(2) 中国最高人民法院運営の判決文データベースに，キーワード“不正競争”で検索かけると，6000 件以上の判決文はヒットしたが，更にキーワード“専利 & 警告”で絞って精査すると，競業相手の取引先へ専利権侵害警告に関する事件は本稿の取り上げた 2 件のみである。
http://wenshu.court.gov.cn/Index
2016 年 7 月 10 日付け調査

(3) 中国河北省高級人民法院 2014 年 2 月 19 日（2013）冀民三初字第 1 号判決

(4) 中国最高人民法院 2015 年 12 月 8 日（2014）民三終字第 7 号判決

(5) 中国【不正競争防止法】第 14 条は“競争相手の商業上の信用，商品上の信用を害する虚偽の事実を捏造，流布してはならない”と，また【民法通則】第 106 条 2 項は“過失によって，他人の財産権，人身権を侵害した場合は民事責任を負う”と規定されている。信用誹謗行為による損害は，民法上の不法行為として扱うこともできるが，競争関係のない他人による信用誹謗行為は一般法の民法を適用，競争関係のある相手による信用誹謗行為は不正競争行為に相当することから，特別法である不正競争防止法を適用すると考えるのは一般的である。

(6) 中国河北省高級人民法院 2014 年 2 月 19 日（2013）冀民三初字第 2 号判決

(7) 前掲 5）

(8) 中国【不正競争防止法】第 2 条“事業者は市場取引の際に，対等，公平，信義則に則って，社会通念上のルールを遵守すべき”

(9) 中国【不正競争防止法】第 20 条“事業者は本法規定を違反し，他の事業者に損害をもたらした場合は，損害賠償の責任を負わなければならない”

(10) 日本の【不正競争防止法】第 2 条第 1 項第 15 号“競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し，又は流布する行為”と相当する中国【不正競争防止法】第 14 条では，“競争相手の商業上の信用，商品上の信用を害する虚偽の事実を捏造，流布してはならない”と規定されている。

(11) 王舜，“商業上毀損行為についての法的論考”Journal of Science Technology and Law, No.1（2004）

(12) 徐清霜，「裁判と紛争解決—不正競争係争事件の裁判要旨」，pp.131（2009），知識産権出版社

(13) 孔祥俊，「商標と不正競争防止法の原理及び判例」，pp.820（2009），法律出版社

(14) 最高人民法院（2015）民申字第 191 号

(15) 中国広東省高級人民法院（2013）高法民三終字第 106 号判決

(16) 前掲 1）

(17) 東京地裁平成 12 年（ワ）第 11657 号

(18) 東京高裁平成 13 年（ネ）第 5555 号

(19) 東京知財平成 17 年（ワ）第 3056 号

（原稿受領 2016. 10. 17）